**高知県共同募金会助成要綱**

第１条　目的

この要綱は、社会福祉法人高知県共同募金会（以下「県共募」という。）が実施する共同募金（歳末たすけあい募金を除く。）を適正、公平に助成し、かつ、有効適切な活用を期することを目的として定める。

第２条　助成の対象となる団体

　地域福祉の推進を図るための社会福祉活動（以下、「地域福祉活動」という。）及び更生保護事業その他の社会福祉を目的とする事業を経営する者（国及び地方公共団体が設置、若しくは経営し、又はその責任に属すると見なされるものを除く）で、次の事項に合致する団体を助成対象とする。

なお、当該事業が本県の区域内であるならば、団体の所在地は区域の内外を問わない。

　１　法人格の有無は問わないが、団体の規約等を備えていること

　２　企業、政治目的を持つ団体、宗教団体などから独立して運営されていること

３　その事業から生じる利益を構成員に分配しないこと

４　事業の実績・内容及び財務の状況を自ら公表できること

５　事業計画、予算、決算等が整備されていること

　６　共同募金の趣旨について理解、共感し、この運動に自ら積極的に参画、推進すること

第３条　助成の対象となる事業

地域福祉活動及び更生保護事業その他の社会福祉を目的とする事業で、次に掲げるものとする。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| １ | 地域福祉推進事業 | ：県・市町村社会福祉協議会の行う活動費、機器・車両整備等に要する経費 |
| ２ | 施設整備事業 | ：社会福祉施設及び更生保護施設の整備、機器・車両等に要する経費 |
| ３ | 共同作業所整備事業 | ：小規模作業所等の整備、機器・備品等の経費 |
| ４ | 団体活動費 | ：社会福祉又は更生保護を目的として広域的な組織と活動領域を有する団体の育成、援助に要する経費 |
| ５ | 先駆的・開拓的事業 | ：民間非営利団体（NPO）の活動やボランティア活動等、先駆的及び開拓的な社会福祉活動の育成、支援に要する経費 |
| ６ | 災害等準備金 | ：社会福祉法第１１８条第１項に規定する準備金 |
| ７ | 事業管理運営費 | ：県共募の共同募金運動の実施に必要な事業管理運営に必要な経費 |
| ８ | その他 | ：前各項に掲げるものの外、県共募が必要と認めたもの |
| ９　前各項の規定にかかわらず、次のものは助成の対象としない。 | | |
| （１）当該事業が政治、宗教、労働組合等の運動のために、その手段として行われているもの | | |
| （２）助成金以外の収入が期待でき、これによって当該事業が実施できるもの | | |

第４条　助成の対象となる経費

助成による事業を実施する上で必要な経費を対象とする。

なお、事業に伴う管理経費も助成対象に含めることができるものとするが、団体の維持・管理のための費用ではなく、あくまでも助成の対象となった事業を実施するうえ上で必要な経費とする。

第５条　助成の原則

　１　助成年度

　　　助成金は、原則として翌年度の事業費として助成する。

ただし、歳末たすけあい募金に係る地域福祉活動及び社会的な課題解決や非常災害等により緊急・即応的に助成する必要が認められた場合は、この限りではない。

２　助成期間の限定

　　複数年度にまたがる継続的助成も実施するが、継続的に支援する必要がある場合は、当該団体の財源面での自立を促し、助成硬直化を是正するため、あらかじめ助成年限を設定することができる。

なお、継続的助成を実施する場合であっても、助成決定は単年度ごとに実施する。

３　助成金の使途

　　助成金は、有効適切に使用されることを期するため、使途を指定する。

４　助成基準

　　助成金の助成基準は、理事会が配分委員会の意見を聴いて別に定める。（一般募金助成金算定基準）

５　助成計画の策定

　　助成計画の策定及び助成の実施については、配分委員会の承認を受け、県共募の理事会、評議員会に諮り、決定する。

６　優先的助成への配慮

　　助成に当たっては、次のものを優先的に配慮する。

　　（１）緊急度、重要度の高い事業

　　　（２）NPO、ボランティア活動で、先駆的、開拓的事業

　　　（３）住民が参加する活動や住民参加を促す事業

　　　（４）制度的に助成等がなく、地域特性を活かした事業

　　　（５）市町村社会福祉活動計画等に位置付けられている事業

７　助成金の経理

助成金の経理は、共同募金の助成金であることが明確に判るよう処理をする。

第６条　助成の手続き

　１　助成要望の受け付け

　　　助成要望の受け付けは、毎年４月１日から５月末で締め切るものとする。

　　　広域的な事業（施設、団体、小規模作業所等）の助成要望書（様式１）は、直接県共募に提出をする。

　　　地域的な事業（市町村社協等）の助成要望書（様式１の２）については、市町村共同募金委員会（以下、共同募金委員会という。）を経由して提出をする。

　　　助成事業明細書は、共同募金データベース（インターネット）に入力する。

　２　助成要望書変更届

　　　助成要望書提出後、要望内容に変更がある場合は、翌年の１月末までに広域的な事業の助成要望書変更届（様式２）を県共募に提出をする。

　３　助成金の内定通知

　　　県共募が助成金を内定したときは、助成要望書を提出した者に対して、助成金内定額、助成金の使途、事業完了の時期、助成金を受けた者の遵守事項等を通知する。

　４　助成金の交付申請

　　　助成金の交付申請は、助成金の内定通知を受けた日から翌年度の５月末までに、広域的な事業の助成金交付申請書（様式３）を県共募に提出する。

　　　地域的な事業の助成金交付申請書（様式３の２）については、内定通知に基づいて作成し、共同募金委員会を経由して提出する。

　　　助成事業明細書は、共同募金データベース（インターネット）に入力する。

　５　助成金の交付

　　　県共募は、助成金交付申請書を審査し、適当であると認めたときは速やかに助成金を交付する。

　　　地域的な事業の助成金は、共同募金委員会を経由して交付する。

６　助成金交付後の事業内容の変更

　　　助成金交付後の事業内容の変更は、原則として認めない。ただし、特別な事情がある場合は、あらかじめ県共募に協議の上、広域的な事業の助成金事業内容変更承認申請書（様式４）を提出して承認を受けなければならない。

　　　地域的な事業の助成金事業内容変更承認申請書（様式４の２）については、共同募金委員会を経由して提出し、承認を受けなければならない。

第７条　実績報告

助成決定事業を完了したときは、速やかに広域的な事業の実績報告書（様式５）を県共募に提出しなければならない。地域的な事業の実績報告書（様式５の２）については、共同募金委員会を経由して提出する。助成事業明細書は、共同募金データベース（インターネット）に入力する。

第８条　助成金の返還及び管理期間、処分の制限

県共募は、助成を受けた者が助成金交付後において、第６条第６項の規定に基づく事業内容の変更承認を受けずに、当該事業の変更、中止等をした場合、助成金の一部又は全部の返還を求める。

助成事業により物件を取得した場合の管理期間は事業完了の日の属する年度の終了後５年間とする。ただし、やむを得ない理由により処分を行おうとする場合は、本会の承認を得なければならない。

第９条　監査

助成を受けた団体に対して、助成の使途に関係ある範囲で、適宜、監査を行う。

第１０条　使途の明示と情報公開

助成を受けた団体は、別に定める「赤い羽根共同募金助成の表示と広報について」に基づき、その事業が共同募金の助成を受けていることと併せ、住民に対して広く周知するとともに、募金活動への協力を行うものとする。

附　則

この要綱は、平成１４年４月1日から施行する。

（経過措置）

次年度配分に移行していない支会・分会における、地域的な事業の配分金交付申請書（様式３の２）は、第５条第４項の規定にかかわらず、配分金の内定通知を受けた後、速やかに提出する。

　　　附　則（平成１５年３月２０日決定）

この要綱は、平成１５年４月１日から施行する。

附則（平成２３年３月２９日決定）

この要綱は、平成２３年４月１日から施行する。

（支会・分会に関する経過措置）

市町村共同募金委員会を設置していない場合は、当分の間、「市町村共同募金委員会」をこの要綱の改正前に現に設置されている「支会・分会」と読み替えるものとする。

附　則（平成３０年３月２７日決定）

この要綱は、平成３０年４月１日から施行する。